

平成20年度 第10回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年3月19日(木) 15時00分～16時55分
2. 場所：中央合同庁舎第7号館西館11階1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する研修の実施計画について
 - (2) 政治資金監査の実施に向けた準備状況と今後の検討課題について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 登録政治資金監査人の登録状況について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料2 政治資金監査の実施に向けた準備状況と今後の検討課題について
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A(その1)
- 資料4 登録政治資金監査人の登録状況について
- 資料5 国会議員関係政治団体の届出状況について
- 資料A 政治資金監査の実施に向けた準備状況調の結果について
- 資料B 会計帳簿の記載事項について(住所の取扱い)
- 資料C クレジットカードの記載方法等について
- 資料D 政治資金監査における領収書等の取扱いについて
- 資料E 支出項目の区分の分類について
- 資料F 諸外国の政治資金の支出公開制度
- 資料G 登録政治資金監査人証票の亡失の公告について(案)

(本文)

【上田委員長】 それでは、どうも御苦労さまでございます。ただいまから第10回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜りまことにありがとうございます。

議事に入る前に、第8回委員会の議事録についてでございますが、前回の委員会時にお配りいたしました第8回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、第9回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、お手元にお配りしております資料1を御覧いただきたいと思っております。「政治資金監査に関する研修の実施計画について」ということで、ここに4月から7月までの4カ月間に実施する研修を掲げております。全部で21回を予定しております。なお、東京で5回、大阪で2回となっております、場所としては16カ所で開催する予定でございます。今年度の研修の状況、8回予定しております、現在まで7回終わっております、8回目、名古屋での開催が来週になっておりますが、今年度の修了者数の見込みが、名古屋まで含めると820名程度になる予定でございます。欠席者が出れば、そこから減っていくということです。

後ほど資料がございますが、現在登録されている方が2,468人ということで、登録申請の方まで加えますと2,500人を超えているという状況でございますので、まだ研修未受講の方が1,700人弱ほどにはなるということでございますので、その方々に対しては、来年度研修を受けていただくということになるわけですが、ここに掲げております21回の研修で、約2,000名の定員は用意をしております。したがって、これを実施していく中で、その後どの程度の方が受講が必要になるかというものを見極めつつ、8月以降の研修日程については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。よろしゅうございますね。

では次に、第2の議題の、政治資金監査の実施に向けた準備状況と今後の検討課題について、説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料2を御覧いただきたいと思っております。「政治資金監査の実施に向けた準備状況と今後の検討課題について」でございます。政治資金監査マニュアルにつきましては、昨年の10月末に取りまとめたところでございますが、その後、監査を実施する側であります登録政治資金監査人の方々に対しては、研修を通じてその内容をお伝えしているというところがございます。他方、監査を受ける側であります国会議員関係政治団体に対しましても、その内容を周知していくことが必要なわけでございますが、それにつきましては、直接個々の団体に接触するということにはなりませんので、政党、それから国会議員に対してマニュアルの冊子を配布しています。それから、政党の求めに応じて説明を行ってきたというところがございます。

こういう中で、監査マニュアルのさらなる理解を促すということ、またあわせて、現時点における政治団体側の準備状況、また実際に監査を行うとなった場合のさまざまな疑問点等について把握するという目的で、全国国会議員を対象に調査を行ったところがございます。

その結果の概要ですが、2のところ、全国国会議員、議員会館の事務所の方にお持ちしまして、195名の方から回答を得たということで、回答率は27%となっております。

(3)の概要ですが、その回答の中では、7割程度の団体は会計帳簿に必要な記載事項を漏れなく記載しているとしておりましたが、裏返すと3割程度については、まだきちっと記載できない。これについては、支出の相手方の住所の記載といったような問題が背景にあらうかと思っております。それから、おおむね3分の2程度の団体は、省令様式の会計帳簿とあわせて、補助簿、日計表といったものの作成をしています。それから、約9割の団体は、領収書等を漏れなく徴収しているということ。本来、ここが100%にならなければいけないのですが、現時点でそうはなっていない。ただその中には、領収書として疑義がある書面がいろいろあるということで、そういったものの徴収について、疑問点というもの自由記述の中でいろいろと出されているところがございます。また、回答のあった団体のうちの6割弱の団体は、監査についてどの方をお願いをするか、既に監査人を選定済みだ

という回答になっております。

2 ページ目を御覧いただきたいと思いますが、これはこちらの方で、政治団体側がおそらく疑問に思うであろうといったところを想定しつつ、自由に記載してもらおうということで項目を設けたところがございますが、(1)としては、会計帳簿への必要記載事項について実務上支障があるような事例はどうかということに対しては、領収書等に住所の記載がない場合、住所を特定するのが難しい。また、クレジットカードを使用した場合の記載方法について、実態と乖離するのではないかといった疑問。それから、そもそも監査人が監査を行う、領収書についても全部徴収するといった中で、会計帳簿へのすべての支出について、事細かく記載する必要があるのかといったことについての疑問ないし意見といったものがございました。

それから、(2)として、領収書として疑義のある書面としてですが、基本的には領収書に求められる3事項の1つであります支出の目的について、どこまで許されるのかということについての疑問というものが多く出されております。それから、領収書に求められる3事項の支出の目的、金額、年月日となると、それを反対解釈すると、支出を受けた者の氏名、要するに、だれが発行したかといった発行者情報が欠けているものでも、領収書として認められるのかという疑問が出されています。

それから、(3)の方は、支出項目の分類についての疑問でございますが、基本的には目的別に経常経費と政治活動費に分けるということですが、経費の中には、1つの項目というか、分類することは非常に難しいといったものがあるので、それをまとめて計上できるかどうかといったこと。それから、明細が出てこない人件費にどこまで含めていいのかといったようなことが問われております。また、今回の監査の報酬ですとか、顧問弁護士、税理士さんへの報酬などは、どこに計上すべきかといったようなことが聞かれているということです。

それから、(4)その他として、総務省選挙部の方で作成した会計ソフトについて、機能を追加した方が使い勝手がいいといったような御意見があったということでございます。

それで、次の3ページ目でございますが、これらの結果、それから、マニュアルを公表した後、委員会の方に寄せられているその他の質問、意見などを踏まえまして、現時点において、監査制度を円滑に導入するために、今後以下のようなことを検討する必要があるのではないかとということで掲げております。

(1)は領収書等と会計帳簿等の記載の関係についてということ。1つは、主たる事務

所といったことについてどう考えるか。また、領収書に住所等が記載されていない場合、あるいは住所がわからない場合、どういうふうに記載すればいいかといったこと。

それから、(2) クレジットカードを利用した場合の会計帳簿の記載方法についてでございますが、現在、収支両建てでの記載というのが「収支報告の手引」に示されているわけですが、簡便な記載方法を認めることができるかどうかについての検討が必要かと思われます。またあわせて、クレジットカードを利用した際に発行される書面についても、その取り扱いを明らかにする必要があるのではないかとということでございます。

(3) は、領収書として疑義のある書面について、ある程度類型化した上で、監査する側、される側がきちっと同じ認識に立って運用ができるようにしていくためにも、その考え方を示す必要があるのではないかとということでございます。

次の4ページでございますが、(4) としまして、支出項目の分類例の提示。多くの政治団体が直面するような事例については、標準的な分類例を提示することで、政治団体の側も安心して事務を進めることができるのではないかとということ。

それから、(5) として、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの改良ということでございます。(5) につきましては、基本的に選挙部の方で対応していただくことになろうかと思いますが、(1) から(4) についての検討ということを、今後進めていってはどうかということでございます。それから、さらに(1) から(3) につきましては、後ほどより詳細な資料において、個々に御意見をいただければと考えております。

委員限り資料の資料Aの方に、国会議員に対して行いました調査結果について詳細をまとめておりますので、あわせて御覧いただきたいと思っております。自由に書いていただいたものは、極力漏れなく分類して載せております。そういったものが多く出されているということでございます。

資料2と資料Aの説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言をいただきたいと思っております。

これからの資料も密接に関連するので、次の説明をいただけますか。次に、委員限り資料Bです。会計帳簿の記載事項について。住所の取り扱いが中心ですけれども、この説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、委員限り資料Bということで、「会計帳簿の記載事項について(住所の取扱い)」という表題の資料を御覧いただきたいと思っております。

この問題につきましては、これまでも委員会の中で何度か御意見をいただいたことがあったかと思いますが、現在、1. の制度の概要としては、すべての支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所、それから、支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに支出の目的、金額、年月日を記載しなければならないとなっておりますが、会計帳簿へ住所まで記載するという点について、先ほども若干申し上げましたが、いろいろ質問ないし意見等があるということでございます。

まず（1）ですが、住所の記載について、支出を受けた者が団体である場合には、主たる事務所の所在地を記載することとされているが、主たる事務所の所在地を特定することが難しいケースがあるのではないかとといったこと。それから、（2）としまして、支出を受けた者の住所の記載が領収書にない場合など、そもそも住所を特定することが極めて実務的に難しい場合があるということ。それから、（3）としまして、内部資料である会計帳簿に、少額の支出を含めてすべての支出について、相手方の住所まで記載しなければならないということについて、疑問といったものが寄せられていること。住所については、これら3点について検討が必要かということでございます。

次のページに、まずは特に（1）と（2）についてでございますが、監査においてどういうふうに取り扱うかといったような観点から、次のような方向でいかがかということでございます。まず1点目、主たる事務所の所在地についてでございますが、今回の政治資金監査は外形的・定型的監査ということでございますので、その性格を踏まえますと、会計帳簿に記載された住所が、主たる事務所の所在地であるかどうかについてまで、監査人が確認することは難しいだろうということ、監査においては、主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていればよいというふうに考えるべきではないかといったこと。

難しい例として、コンビニエンスストアやコインパーキングの場合に、直営なのか、フランチャイズなのかといったことは外形的にはわかりませんし、その際、一体どこを相手方として書いて、どこの住所を記載するかといったことも非常に難しいだろうと。それから、領収書には、まさに本社の住所が記載されている領収書もありますが、やはり支店ですとか、その店ごとの所在地の住所が記載されている領収書といったものもあるので、その際に厳密に考えて、本社の住所をわざわざ書かなきゃいけないのかといったようなこと。そういったようなことに対応して、監査においては、いずれかの住所でよいのではないかとこの考え方でございます。

次に、3 ページ目、(2) でございます。住所の特定が困難な場合についてということで、住所の記載がない領収書というものもありますし、レシートの場合にはそういったものもかなり多いかと思えます。そういった場合に、法の規定を踏まえたと、電話をかけてでも可能な範囲で調査して、その上で住所の記載に努めていただくということが基本かとは思いますが、一方で、事実上、社会通念上、客観的に住所を特定することが困難であると判断される場合もあろうかと思えます。そういうものについては、住所不明、又は住所の記載の一部の省略の記載といったこともやむを得ないのではないかと考えてございます。その際には、政治資金監査報告書におきましては、現在、記載例の(2)として、会計帳簿の記載不備というものを示しているんですが、こういった住所不明というものについては、監査報告書に記載不備があったということを、あえて書かなくてもよいのではないかと考えてございます。

こういった例としましては、コインパーキングの領収書ですとか個人タクシーの場合、レシートには個人タクシーの協同組合の連絡先、電話番号が入っているわけですが、個々人の住所まで、その電話にかけて確認すること自体難しいのではないかと考えてございます。それから、自動販売機で何か物を買った場合、そもそもレシート等も出てきませんし、そうすると、一体その設置者がだれであって、そのお金がだれに行ったのかということも含めて、非常に記載が難しいケースではないかと思われれます。

続きまして、4 ページでございますが、「会計帳簿の記載事項の省略（検討の視点）」と表題をつけておりますが、今までは、現行法令のもとでどう取り扱うかということでございますが、さらにそもそも会計帳簿に、支出先の住所まで記載しなければいけないかということも検討が必要ではないかということでございます。その際に念頭に置くべきこととして、(1)として、特に国会議員関係政治団体につきましては、これまで5万円以上の支出についての領収書だけだったものが、すべての領収書を取るようになったということ。さらに監査を受けるということになった。したがって、すべての支出について、架空であるかどうかということについては、証拠書類によって確認がされますので、そういったものについてまで、会計帳簿に住所まで記載する必要があるかどうかといったこと。

それから、(2)としましては、収支報告書の方で住所の記載が求められておりますが、そちらの方が1万円を超える支出となっていることを踏まえたと、一方で会計帳簿の方に、それよりも少額のをあえて書かなければいけないかどうかといったことも、検討

が必要ということでございます。なお、国会議員関係政治団体については、このように制度というか、取り扱いが変わっているわけですが、一方その他の政治団体は、なお明細が出てくるのは政治活動費の5万円以上の支出となっておりますので、国会議員関係政治団体と、それ以外の政治団体とでどう考えるかといったことも、あわせて検討が必要かと思われまます。

資料Bについては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思ひます。小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 小見山です。これは本日、これについて意見を申し述べて、この改善についてここで検討するということだと理解してよろしいのでしょうか。

【上田委員長】 本日は、ここで必ずしも結論までいなくてよろしいんですね。

【松崎参事官】 はい。本日は御意見をいただいて、ただ次回にはQ&Aという形か、どういう形かはともかく、委員会としての見解を示すことによって、政治団体ないし監査する側にもこういう取り扱いでということ、共通の認識を持っていただければと思ひしております。主たる事務所の所在地と、3.の(1)の住所が不明だというようなケースについてどうするかということは、できれば4月の段階で明らかにしていきたいと思ひしております。

【小見山委員】 では、よろしいですか。小見山でございます。一般の国民の方が考えられるときとはちょっと違って、監査をする側の立場に立った者にとっては、もともとの趣旨が、しっかりと支出は全部、領収書等のエビデンスがあるのかどうかというところを拝見することになっておりますものですから、できる限りそちらに集中させていただきたいという希望がございます。ですから、私ども監査する側の立場のお願いごととしましては、できる限り常識の範囲内で、簡略化できるものは簡略化させていただきたい。もちろん法律に抵触して、これはいかんというようなことがあるかもしれませんが、可能な限りそういうところに落ち着かせていただきたいと思ひしております。

【上田委員長】 ほかに御意見は。牧之内委員、いかがですか。

【牧之内委員】 今、小見山委員が言われましたけれども、監査をする立場と、それから、記載をする立場というのを、やっぱりできるだけ分けて考える必要があるんじゃないかと。監査の方は、今ここに書いてある、例えば、問題点の(1)主たる事務所の所在地。それが主たる事務所であるかどうかを確認するというのを、一々それをやれというのは無

理な話なので、そういうのはできないでしょうと。

これは例えばの話ですが、個人タクシーの領収書というのは、領収書をもらうときに、ちゃんと住所を書いた領収書をくださいと言えば、それはそういう要請には応じてくれるでしょうから、帳簿を記載する側にはそういうことを求めてもいいんじゃないかと。ただし、今度はパーキングの場合なんかですと、それは自分で確認する以外にちょっとわからないので、そういうものはやはり記載できないというようなことで、ちょっと1つずつ違うんじゃないかなと思います。だからといって、それが今度監査の方では、すべて記載のときと同じように、その内容まで一々点検するというところまで求めることはちょっと無理だろうし、そこはちょっと分けて考えるというのを基本にしていったらどうだろうかと思えますけれども。

【上田委員長】 ただいまの御発言は、実際に支出する段階で、相手にどこの住所ですかと聞いて、すぐに答えられるものは、そこで書いてもらえばいいと。

【牧之内委員】 そうです。

【上田委員長】 監査する方は、そこまで詳細に監査しないで、外形的にそろってればそれでよろしいということですね。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかの委員の先生方、いかがですか。

それでは、ほかの点で御議論ございますか。

【松崎参事官】 ちょっとよろしいですか。今の牧之内委員のお話で、作成する政治団体の側には、ちょっとより厳し目に求めてもいいのではないかという御意見だったかと思うんですが、例えば、個人タクシーとかで、仮に住所まで聞くべきといったときに、政治団体の側が、急ぎの用で乗っているときに、そこまでというのはなかなか酷なことになってしまうかなという感じがします。実務的には、求めても厳しいなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

【牧之内委員】 要するに、法律に書いてあることをどこまで遵守させるのかということで、事実上不可能である、あるいは不可能に近いというものはいいんでしょうけれども、それは帳簿に記載をする、収支報告書を作成するという義務を負った側へ、ある程度の義務を課するというのは、それも、難しいでしょうからもういいでしょうということに、気持ちはよくわかるし、私もできるだけ細かくしたくないというのは基本的にはあるんですけども、法律との関連で、求められるものはやはり求めて、そういう指導をすると。

だから、この委員会とはちょっと離れた立場ですよ。ということにしないと、ちょっとずるずる行ってしまいがちな。ちょっと具体的にどうというのはないんですけども。例えば、領収書なんかは、よく切るときに「上様」でいいですかとか、日付はどうしますかとかいろいろ聞きますよね、いろいろな場面で。それに対して、こうしてくださいと言えれば済む話だから。絶対やれと言うのか、できるだけそうしてくださいと言うのかは別にして、難しいでしょうから結構ですというのはどうかなという程度の話なんですけれども。

【丹下事務局長】 よろしいですか。牧之内委員の御主張はよく理解できまして、監査制度によって法律が変わったわけじゃないですから、これまでどおり法的な義務とその評価は変わらないと思うんです。ですから、法律どおりに守ってくださいというのは変わらないと思うんです。一方で、今回の議論は監査を行うときのスタンダードですね。これは外形的・定型的なので、厳しいことは無理なのではないかと思うんです。だから、これによってスタンダードを甘くしても、法的義務が甘くなるというわけじゃないと思うんです。すなわち、これはこれまでどおりやってほしいと。ただ、それは一件一件記載の状況が違いますから、委員会としてもなかなか評価をし尽くすのは難しいのではないかということだと思っんですけども。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 そういたしますと、資料の3ページの(2)のところでも、あえて住所不明のときに、住所不明でもいいですと。監査のときに、それを記載不備とは言いませんという、住所不明を乱発されるようなことがあってはいけないということは、私どもも、それはそのとおりだと。やはり原則は原則、原則というか、法の規定は法の規定としてやっていたかなきゃいけないと。一方で、ここにも例として、コインパーキングですとか、個人タクシーとかを挙げましたのは、監査する側も、あるいは政治団体の側も、これなら住所不明でもやむを得ないなという共通の例示的なものがある方がいいかなとは思っておりまして、コインパーキングとか自動販売機とか、その際に個人タクシーも、まあ、やむを得ないかなとちょっと思っていたものですから。個人タクシーは記載すべきと言われるとちょっと厳しいかなと。

【牧之内委員】 だから、いわゆる法律は法律の世界として、常識として考えたときに、事実上どうかという話になってきていると思うんです。コインパーキングは私もそう思いますし。だから、タクシーの領収書も、住所まで求めるのはちょっとあり得ないよねということなのか。それであれば、私は別に、今言ったことに拘泥するわけではありません。

ただし、もう1回念のために言っておきますが、監査する側からしたら、個人タクシーの領収書に住所がないからといって、それは書類不備だという扱いをする必要はないという意味です。

【上田委員長】　　ちょっと私の経験によると、昔はタクシーなんて領収書くれなかったですよ。最近ではほとんど100%ぐらいタクシーは領収書出してくれる。

【松崎参事官】　　ええ。今はレシートがピッと出てきますので、そのレシートでもよしとするかどうかで。さらに個人タクシーの場合で、場合によっては1万円を超えて出てくる例も、これから多々出てくるんじゃないかと思います。要するに、監査にとどまらずに、収支報告書の方にも添付されて出てくる。ですから、収支報告書の方にも住所の不明というのが、場合によっては出てこざるを得ないケースも考えられます。

【上田委員長】　　昔は全部徴難領収書だったんですけども、最近ではいろいろな形でレシートくれるものですから。ただ個人タクシーみたいに、それぞれの車によって主たる事務所が違うものですからね、会社タクシーと違って。ここの扱いをどうするかという話なんです。

【小見山委員】　　これは個人タクシーだけですかね。普通の会社タクシーは。タクシーのレシート、まじめに見たことがあまりないので。

【松崎参事官】　　その場合は電話番号ぐらいの連絡先がレシートに必ず入っていますので、その電話番号に1回電話して、住所聞いてもらえばいいので、それまでいいよというのはちょっと緩め過ぎかなということで、あえて電話等の可能な範囲で調査の上というのは、そういう趣旨でございます。

【上田委員長】　　谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】　　法律の上では、あるいは原則の上ではこうだよと書いてあるのは大事なんでしょうけれども、実際の運用としては、会計監査や税務の世界での常識の範囲内であれば、これは緩めるということでもよろしいのではないかと思います。ですから、私は個々の運用については全く詳しくありませんけれども、会計士の先生、税理士の先生の両方のそれぞれの相場というものに合わせた形で、こころの細かいところは事務局とそういう先生方の間ですり合わせいただいて、いい案をつくっていただければよろしいのではないかと私は考えます。

【上田委員長】　　ありがとうございました。では、そういうことでまとめましょう。ほかの点はいかがでございますか。

【小見山委員】 よろしいですか。4ページ目の会計帳簿の記載事項の省略ということですが、ここはやはり法律に抵触するということになるんですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 会計帳簿に支出の相手方の氏名及び住所とまで法律に明記されていますので、住所を書かなくていいです、あるいは一定の金額のものについては書かなくていいですというところに踏み込むと、やはりちょっと法律に抵触しますので、もし必要がないということであれば、その部分の改正をすることが必要かということでございます。

【小見山委員】 私のお願いごととしては、できれば住所は見たくないんです、帳簿にあるのを。いや、見たくないというか、チェック項目の中に入れてたくないと言った方が、本当は正しいのかもしれませんが。つくる側も、おそらく住所は正確に入れてたくないかどうか、入れるのは大変だということもあると思いますので、収支報告書にそれがちゃんと出るということ。つまり、領収書があって、帳簿があって、収支報告書がこの3段階になっておりますので、帳簿に住所がなければ、収支報告書をつくる時にどうやって住所が出てくるんだということの、1つ問題点があるんです。ですから、ここをうまく解決できるようにしていただいて、帳簿に住所を書かなくても、収支報告書にその領収書のものが出てくるんだというような形にさえなっていれば、法律を改正していただくことによって、国民の方たちが御覧になるときに、領収書のコピーも拝見されるときに、同じようになっているということも御覧になられると思うんです。

ただ、この帳簿の記載がないと、収支報告書につくれないというふうな昔の帳簿であるとする、これは真ん中に立つ帳簿に書かなくちゃいけないというのはよくわかるんですね。ですから、コンピューター化されているという時代もありますので、できればここをカットできるような体制にちょっと変えていただければというような、お願いごとでございます。

【上田委員長】 これも4ページの(1)の話に戻ってきちゃって、そもそも住所を書くのはどんな意義があるかということになります。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 さっき参事官が話されたような方向で、少し理論武装して、案を出していただいた方がいいんじゃないでしょうかね。時期はいつなのかは別にしまして。

【上田委員長】 はい。

次に、委員限り資料C、クレジットカードの記載方法等についての説明を、事務局にお

願いたします。

【松崎参事官】 それでは、資料Cについて御説明をいたします。これにつきましても、委員会で以前御議論をいただいたところをごさいます、その際に指摘された点について、改めて国会議員の側からもちよっとどうかということで、先ほど御紹介したような質問ないし意見があるということをごさいます。

まず1ページの1. クレジットカードを利用した場合の記載方法としては、(1)について、現在、「収支報告の手引」では、(1)の方法が示されております。この記載方法は、下の帳簿の表のところを見ていただきますと、1月20日、食事代として5万円使った後、会議室借上代として、1月25日に3万円使ったといったときに、カードを使用した時点で記載をするんですが、その際には、あわせて収入簿のその他の収入の方にも5万円、3万円というふうに記載して、カードを使用した時点では現金が移動していないので、政治団体からお金が出ていないとなります。その上で、実際合わせた8万円が引き落としをされた3月10日の日付で、クレジットカードによる支払い8万円というものを記載すると。これによって、政治団体からすると8万円の支出というものが出てくるということ。

このような手法としておりますのは、政治資金が何に使われたのかということ明らかにすること。それとあわせて、実際に現金が移動した時点をきちんとつかまえて、帳簿に記載するといった両方のことをねらった結果、こういう記載方法になっているということですが、これについてはデメリットとして、やはり2回記載するということが煩雑であるということ。それとカードを利用した時点で、それと同額の収入を仮に計上することになりますので、あわせますと、収入についても支出についても、合計で見ると実態から乖離をしてしまうのではないかといたことをごさいます。

そこでこの問題を踏まえて、簡便な方法として幾つか考えたというのが、2ページ以降の資料をごさいます。まず2ページ目が(2)、カードの利用というのは、昨今では現金とほぼ同じではないかということで、現金と同じように、カードを使った時点だけで記載をすれば足りるということかどうかということをごさいます。ただこのときに考えるべき問題としては、実際現金が移動してないのではないかといたこと。そういったことから、政治団体の中には、例えば、年末に経理をしめたときに、支出は立っているんだけど、実際にお金を外に出ていっていないということで、金融機関から発行される残高証明と一致しないといったようなケースが考えられるといたことをごさいます。

それから、次に3ページ目の(3)ですが、これは実際に現金が政治団体から移動した

ところをつかまえるということで、口座振替の時点で一括で記載するというので、ただこの場合、表のとおり引き落とし額が8万円だから8万円と書きますと、一体何に使ったのかがわからないということで、何に使ったかがわかるように、備考に記載してはどうかということです。ただ、備考欄への記載というのは任意となりますので、なかなか義務づけるのは難しいということでございます。

そういったことを踏まえて、口座振替の時点で記載するんだけどもということで、ちょっといろいろその点を工夫したものが(4)、さらに(5)となっております。(4)の方は、口座振替の時点、したがって、この例示で言えば3月10日の日付で記載するのですが、今度は何に使ったかがわかるように、食事代5万円、会議室借上代3万円と分けて記載をするというのが(4)でございます。ただこの場合も、実際お金はカード会社に行くということで、支出を受けた者の氏名はカード会社になるということ。ただこれだけだと、実際どこで政治資金が使われたのかということが明らかにならないということで、備考欄の方に、実際カードを使用した場所、お店ですとかホテルですとか、そういったことを記載してはどうかということですが、やはりこれも備考欄の記載は任意だということで、義務づけるのは難しいこととなります。

それを踏まえて、今度は5ページ目の(5)でございます。金額が、食事代5万円、会議室借上代3万円というふうにしてしておりますが、こちらは利用した日付を摘要欄の方に書いてもらってはどうかということ。それから、支出を受けた者の氏名のところに、カード会社ではなくて、最終的にお金が行き着くところのお店ですとかホテルですとか、そういうものを書いてはどうかという方法でございます。

なお、こういったことを考える際に、カードを使ったときにお店の方から出される、大抵領収書と表題がついているかと思いますが、カードを利用したときに出される書面の取り扱いについてどうするかということで、1枚飛んで7ページ目にまとめております。領収書等の取り扱いについて。(1)現行の取り扱いと書いておりますが、その解釈をギリギリやっていると、カードを利用した時点では支出にならないのではないかとといった解釈を前提としますと、その際に発行される書面というのは、法律でいうところの、領収書その他の支出を証すべき書面には該当しないという解釈が導き出されてくるわけでございます。そうなりますと、端的に言えば、その書面は領収書じゃないということで、保存義務も発生しませんし、収支報告書に添付するということもないということになってしまいうんですが、現実には、やはりカードを使ったときに出される書面は、世間一般で領収書

として十分認識されているのではないかということです。

8 ページ目ですが、先ほどの記載方法とあわせて検討することになりますが、カードを使ったときに会計帳簿に記載することであれば、そのときに発行される書面を領収書として扱ってよいのではないかということになります。なお、口座振替の時点で会計帳簿に記載するとした場合には、その書面を領収書とするのか、あるいはやはり領収書ではないとするのであれば、徴難明細に記載するといったことになっていくわけですが、そういったこともあわせて検討が必要になってまいります。

次の9 ページ目が、これは参照条文で、政治資金規正法と公職選挙法とをあえて掲げておりますのは、この2つの法律で、支出についての定義が違っているというところがございます。要するに、下の方ですが、公職選挙法の方は、「この法律において『支出』とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束」、要は約束ベースのものが含まれるのに対して、政治資金規正法の方は含まれていないということになります。要するに、クレジットカードの利用というのは、交付の約束ではないかというふうに考えることができるのでないか。そうすると、政治資金規正法の世界では、クレジットカードを使ったときは支出には当たらないと。先ほどの解釈の根拠がここに出てくるということになります。

ただ、次の10 ページ、11 ページは、そうは言っても実行ベースでは、クレジットカードを使用した際に出されますレシートですとか領収書といった表題がついている書面については、既に今でも収支報告書に添付されて提出をされているというものが、これはいずれもクレジット、クレジット支払いとか記載があります。したがって、みんな3万円を超えておりますが、収入印紙は貼っていないという領収書でございます。

資料Cの説明は以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言を。牧之内委員。

【牧之内委員】 これはだから、一番最後に説明があった、公選法との反対解釈ということで、ちょっと先に進めないということで、現行の扱いになっているんだろうということですけども、クレジット支払いも、ここにある約束ではなくて、交付そのものだというような解釈というのはできないですかね。約束は不履行というのがあるんだけど、クレジットの場合は不履行ってあり得るんですか。

【上田委員長】 いや、それは普通はクレジット会社に債権が行っちゃう。

【松崎参事官】 そのお店の方には確実にお金が行くんですけれども、カード会社と、例えば仮に政治団体なら、政治団体とカード会社の間では、政治団体側からお金を引き落とそうと思ったのに落ちませんでしたというケースが、皆無ではないだろうと。ですから、お店の方は、まさに受け取ったということで領収書を切れちゃうわけですね。

【上田委員長】 いわゆる約束とは違うんですね。

【牧之内委員】 違いますよね。

【谷口委員】 これは、クレジットカード会社に立替払してもらったということですよ。だから、これは支出の約束じゃなくて、支出と解釈していいんじゃないですか。今の両建て方式というのは、そのクレジットカードから借りて払ったというところもちゃんと書きなさいというふうになっているわけですから、その部分を省略しちゃっていいんじゃないかという話だから、公選法には抵触しないんじゃないかと私は思いますが。

【小見山委員】 ちょっと質問してよろしいですか、本質的なことを。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 これは皆さん混乱すると思うので、あまり発言したくなかったんですが、どこかで発言しなくちゃいけないのでちょっとお聞きしたいんですが、掛けという言葉がありますね。例えば、すし屋行って食べました。何回も同じすし屋なので、私、食べるのは毎日食べているかどうかわからないけど、週に一遍食べているんだけど、払うのは月1回ですよ。

【上田委員長】 掛け売り。

【小見山委員】 掛け売りですよ。そうなってくるとまさにこれと同じように、消費しているのはそのときなんですが、支払いは月末になるんですね。そういうようなことはないと思うけど、領収書の日付いつにしますかといったときに、まさに今回、クレジットカードというふうな1つのものがあるからそういうふうな話になってくるんですが、掛けの場合は、消費したときが例えば1日で、支払いが31日だとすると、やはり支出は31日だから、これは31日なんだとなってくるわけですね。クレジットカードは、その媒体が1つのプラスチックカードというのがあるだけで、それがゆえに債権の譲渡になるんでしょうけれども、そういう意味で考えると、クレジットカードと掛けがそういうものの違いで取り扱いが変わってくるのかなというふうなことは、何も考えなくてもよろしいんでしょうか。

【上田委員長】 でも、掛け売りの場合は、まさしく約束ですよ。

【小見山委員】 約束です。まさに約束です。

【上田委員長】 でもクレジット会社の場合は、クレジット会社との間の最初の基本的な契約を締結していて、それでカードの加盟店で消費した場合には、その債権はそっくりクレジット会社が取得するということになっているので、ちょっと違うような気が。

【小見山委員】 じゃ、それは。我々とする、レストランで食べたときの、いわゆる消費した事実ということと、支払った事実の2点を考えたときに、真ん中に入ってくるクレジットカードがあるかないかによって、その消費の日付が変わってくるんだと。支出じゃないですが、消費という意味での事実が変わってくるというようなことでいいのかなと思っただけなんですけどね。ちょっとそれだけ御質問させていただきただけなんですけど。じゃ、掛けというときは支払ったとき、クレジットカードの場合には消費したときと。

【丹下事務局長】 実は、部内でもそういうことを協議したことがありまして、例えば、電話とか水道とかそうですよね。これは一種の期間契約で、基本料金があって、毎日使っても、月末に決済しますと。そもそもそういう契約形態だと割り切れば、その相違が説明できるのかなという気がするんですよ。

【小見山委員】 なるほど。

【丹下事務局長】 受益と負担がその日毎に必ず対応せずとも、長期で帳尻が合っていると割り切れば、おかしくないかと。

【松崎参事官】 多分掛けといったときに、何らかの契約が成立していると。

【小見山委員】 そういうことですね。月1回しか払わんよとってね。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 法律の解釈の議論もいいんですけども、今現在、どのように処理されているのかという、書く側の立場を考えてあげた方がいいかなと。それをがらっと変えるというような答えが出てくると、大変混乱すると思うんです。それで現在は、やはりクレジットカードを使ったときに書いているんでしょう、帳簿には。

【松崎参事官】 いろいろ政治団体の秘書の方々からお話を聞くと、やはりそれが普通のようにございます。クレジットカードも、政治団体として持っているというよりは、先生方御本人のカードであったり、秘書のカードであったり、使ったものが政治活動だから、それを政治団体に支払うと。ですから、そのカードを使ったときにもらった領収書なりで、実際はそこで現金で処理が終わっている可能性があって、政治団体からちゃんとお金は移動しているんだという見方もできるようなケースの方が多様な感じはいたします。

【池田委員】 だから、いわゆる計上の時期というのがどこで変わってくるかという、残高の問題なんですよ。あまり残高というものは要求されていないのではないのでしょうか、僕は思うわけなんです。というのは、例えばこれを損益という形にすると、この場合、貸借対照表は要らないんですよ。ということであれば、私は、実際に使ったときの計上でいいと思いますね。できるだけ現場の方の意見というか、そういう慣行例を尊重してあげた方がいいのではないかと思います。

【上田委員長】 実際の公認会計士の先生とか税理士の先生、実務ではどうされているんでしょうか。

【池田委員】 実務は、いわゆる期間計算しなければいかんわけですから、実際に費用対収益の対応があるわけですから、例えば、現金主義で払ったときにずっとそれを経費で落としていって、最後、いわゆる12月だけ、あるいは決算月だけを、使ったけれども、まだ払っていないというものを未払い計上する。それで十分なんです。

【上田委員長】 そうすると、クレジットの場合はどうなんですか。

【池田委員】 クレジットもそうですね。ほとんどが請求来たとき。クレジットカードの請求書みたいなものは、全部費目わかりますから、それで費目を振っていくという形で。

【小見山委員】 池田先生のおっしゃるとおり、使ったときに記録する。払うときじゃなく。払ったときは、未払いという項目を相殺するだけです。使ったときに記録します。

【上田委員長】 それは複式簿記になっているから、あとはB/Sの方と。

【池田委員】 そうです。B/Sつくらなければならないですからね。

【上田委員長】 でも、政治資金収支報告書は、別にB/Sのことはあまり。

【池田委員】 要りませんからね。

【小見山委員】 収支報告書には、残高書くんですけど。

【林崎政治資金課長】 書かないです。

【小見山委員】 書きませんよね。ただ収入と差額が出たときに。

【牧之内委員】 残高証明とか要らないですね。

【林崎政治資金課長】 繰り越しが幾らというのは書きます。

【小見山委員】 それは書きますよね。前から繰り越されたのは幾らということは書かないのですか。

【林崎政治資金課長】 前年からの繰り越し分を幾らと書きます。

【小見山委員】 書きますね。

【林崎政治資金課長】 ですから、その前の年の収支報告書の翌年への繰り越しと、そこが合っていないといけません。

【小見山委員】 合っていないといけませんね。それがだから、狂ってくるんですね、預金残高とかそういうところと。

【牧之内委員】 狂ってくるというか、現金と合わないということでしょう。

【林崎政治資金課長】 そういうことですね。ですから、例えば今、なかなか難しいんですけども、本当にいずれかの方式でなければならないのかどうかという。規正法の趣旨からいって、どのぐらい認められないのかなというのを、ちょっと今、つらつらこの政治資金規正法の1条とか2条、目的とか基本理念みたいなものを考えていたんですけども。もし、クレジットカードで大量に寄附をすとかというような話になってくれば、寄附の制限みたいな議論に引っかかってくる。1年で幾らまでという問題が出てきますから。今、御議論いただいている支出の話でどうかなというのは、ちょっと悩ましいなと思っていたところなんです。

【池田委員】 帳簿の残高計算するわけですよ。ですから、支出の計算をして。

【林崎政治資金課長】 残高計算とおっしゃっているのは、おそらく政治団体の持っている預金通帳みたいなものと合わせる、合わせないという話なんだろうと思うんですけども。こちらには収支報告書と一緒に通帳の写しを提出することにはなっていません。収支報告書上の前年からの繰り越し、翌年への繰り越しというのが出てくるという世界なんです。

【上田委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 大きな方向性として、この記載方法を簡便化するという方向ではいいと思います。その上で、じゃあどういう方式にするかということを考えてみますと、今も御議論がありましたとおり使用時点ということだと、デメリットとしては、年末というか、まだ落ちていない部分について、特に監査をなさる方が大変な思いをするかもしれない。他方で、振替時点のことだと、領収書を使った順番に全部貼っていけばいいということにならなくて、落ちるまで取っておいて後から貼らなくちゃいけないとか、あるいは、使った順番でやると、今度は監査をする側の方が領収書を、前に行ったり後ろに行ったりしなくちゃいけないというような欠点もあり得ると。ですから、そこら辺のデメリットが、どちらがより年末のところでちょっとややこしくなるか、監査をする側、あるいはされる側

として、どちらの方がいいかということは、ちょっとなかなか私では判断できないので、実際になさる方がどちらがよいというのをもとに、原案をつくっていただくという方向でよろしいのではないかと思います。

【池田委員】 例えば、これは1月から12月までですよね、収支報告。地方もそうでしょうけれども。そうすると、現金の出入りだけでいいのか、あるいは、使ったのを記録するのか。未払いの話をしているのですが、12月の未払いがありますよね。これは当然、次の年の1月には銀行で落ちるわけだから、次の年度に入ってくるわけですね。極端に言ったら、12回あればいいのかということです、期間がずれても。そこはどうなんですか。

【松崎参事官】 実務としては、もうそれで運用されていると。ですから、残高がきちっと合わなきゃいけないというのは、とある政党では、そこまで一応ちゃんとやっているの難しいというだけで、ほかの普通の政治団体の場合は、あえて12月末できちっと合わせなきゃいけないという作業自体がないのではないかなと。ですから、12月だけちゃんとわざわざ、例えば、そこだけもう一度仮の収入を入れて残高を合わせるみたいな操作をあえてしなくても、翌年に回っても、そこは透明性ですとか、収支の使い道とか、法の趣旨に反するという事はないのではないかと思います。

【小見山委員】 よろしいですか。小見山でございます。原点に戻ると、記帳されて、帳簿に書いてあるものに領収書があるかどうかを見るわけでございますので、今は帳簿に書くものがどの時点でというだけの話だと思うんですね。ですから、帳簿に書いてあるものに、領収書があるかどうかだけ確認できるような手段であれば、例えば、利用したときに支出したというふうに定義づけられることが、法律的にもある程度サポートできるのであれば、そういうふうに周知徹底させることによって、監査する側も、それから、記帳される方たちも、これである程度落ち着かれると思うんです。特に普通の我々会計をやっている税理士の先生や会計士の者たちにとってみると、来年はどうなるのかなと心配ごとをするわけです、ちゃんと落ちているのかなとか。それはちょっと置いといてもよさそうでございますので、ですから、記帳されている項目について、すべて領収書がありますよというところだけ、監査の方では確認させていただくということに戻ってしまえば、理解しやすいんじゃないかと思いますけれども。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 ネックになっていたのが支出の解釈ですから、そのところが何らか解決ができるということであれば、やはりクレジットカードを使ったこの2案の、使用時

点単独記載方式が一番はっきりすると思いますので、私はそちらの方向で検討してもらいたいということをお願いしておきます。

【上田委員長】 カード使用時点単独記載方式。

【牧之内委員】 はい。2ページですね。

【上田委員長】 それで備考欄で補足すると。

【牧之内委員】 はい、そうです。この備考欄も、いわゆる事務所の者が、自分のカードを使って買ったりしたというような場合は、本当に要るのかというのがあると思うんです。カードで領収書を出して、事務所から自分の方にもらうというような形態のものが結構あるようですので、そうすると、そもそもそういうのも要らないのかもしれないかもしれませんけれどもね。ちょっとそこらは事後的に検討してもらいたいなど。

【丹下事務局長】 今、牧之内委員からお話がございますように、公選法の場合、これに約束ベースが入っているのは、期間が限られている、また、選挙費用に上限が限られているためだと。おそらくその脱法行為を防ぐための解釈だと思うんです。一方で規正法の方は通年ベースで、その次の年も政治団体はなくなると前提すれば、2つの法律では、そもそも前提がちよっと違うような気もするんです。したがって反対解釈をしなければだめかという、必ずしもそうじゃない余地もあるかもしれませんので、それも含めまして、少し検討させていただきたいと思います。

【上田委員長】 はい、よろしく。

では、ほかの点について、何か御質問はございますか。領収書の話になりましたので、次の委員限り資料Dの、政治資金監査における領収書等の取り扱いについての説明を、事務局、お願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料Dの「政治資金監査における領収書等の取扱いについて」という資料を御覧いただきたいと思います。

これもやはりすべての支出について領収書を取らなければいけないということで、政治団体の側からは、本当に具体的な例を示して、これは大丈夫なのか、これでいいのかといったようなことでの疑問がいろいろ出てきております。そういうことについて、ある程度整理した形で御検討いただいた上で、こういったものもQ&Aという形か、どういった形かはともかく、いずれにしても示していきたいと考えているものでございます。

1ページ目を見ていただきますと、聞かれたものの中で、これは当然領収書で問題ないだろうと思われるものも幾つかあるということで、1.のところを見ていただきますと、

後で後ろの方で具体的に見ていただきますが、国税の領収証書ですとか自動車税納税の通知書兼領収証書。あるいは、請求書兼講座引き落としの案内。これは公共料金の請求書について、請求書とともに前月分の領収書があわせて添付されている例があります。ただこういったものの中には、最近では環境に配慮して、紙の使用を省略するというので、ネット上で、パソコン画面上でそういったものを見ることができるというものもあるようですので、そういったものを出力した場合にはそれでいいのかといったようなこと。それから、振込明細書につきましては、支出目的書とあわせて領収書と同等に扱われているようなことなんですが、振込手数料の300円とか400円とかいったことについては、明細書自体が領収書としての役割を持つだろうと。それから、質問の中には、まだ十分マニュアルが浸透していないこともありまして、レシートでいいのかとか、自動券売機が発行するものでもいいのかといった質問も出されております。

それから、2番目ですが、これは領収書等として取り扱ってよいか判断し難いものとして、やはり支出の目的の記載がどういうものがどうかといったことで、1つは、お品代と記載されているものがあると。あるいは、支出の目的の中に、「請求書のとおり」とか、「別紙のとおり」とかということで、その書面と別の書面と合わせて書かれているものもあると。それから、2ページ目に行きまして、領収書等の記載では、支出の目的が判然としないと。これは後ほど後ろの方で見ていただくと、ここで書いている趣旨が飲み込めるかと思えます。それから、そもそも支出の目的が記載されていないものもあります。日付と金額だけなんですけど、ただ一方で、お店の名前なんか書いてあるとわかるなど。それから、物品やサービスの購入先以外の者が発行したもの、いわゆる代金引換、代引きと言われるものもいいのかと。それから、発行者情報が欠けているもの。これはまさに領収書の定義に関わるような問題ではございますが、そういったことについての取り扱いがございいます。

それから、3番目として、規正法上の領収書等に該当しないと思われるものも幾つかありますということで、いわゆる3事項に欠けるもの。郵便局の払込票、受領証。これは振込明細書と同じと。それから、やはり「但し何々代」という記載が全くないということ。さらに発行者情報からも何も読み取れないというものもあります。それから、自動車税納税通知書とあわせて発行される証明書というもの。それから、新聞報道でもちよっと出ておりましたが、感熱紙で消えてしまうと。消えてしまったら、やっぱりどうしようもないのではないかと。監査の時点で消えてしまっている以上は、証明能力がないのではないかと

いうことで、そういったものは難しいかと。

それから、次のページで、支出を証すべき書面に該当しないと思われるものが幾つか。クレジットカードの利用明細。口座振替の予定額の通知。それから、E T C利用証明書。これについては、先ほどのクレジットの際に発行される書面の取り扱いとの関係上、領収書でもいいのではないかという考え方も出てこようかと思えます。それから、見積書とか請求書とか、領収書ではなくて、請求した側の書面といったもの。それから、経費支出伺書、出金伝票、精算伝票。これは団体内部の書類でもいいかといったようなことを問われていると。後ほど海外の事例も御紹介したいと思いますが、海外の事例などをちょっと見ますと、かなり証拠書類としては幅広く認められているようなところがございます。

それでは、4ページ目以下、実際の例をざっと御覧いただきたいと思えます。①は国税の領収証書ですので、これは問題ございません。それから、②が自動車税納税通知書兼領収証書ということで、右側の中ほどに3万9,500円ということで金額が入っております。それから、次の5ページ目、③ですが、これが公共料金の引き落としの通知。使用料の通知でもあるわけですが、左側に使用量、それから、来月これだけ引き落としますと請求予定額が中ほどにあって、その右側に電気料金領収書ということで、こちらの部分に領収書として使えるものがあるということがございます。次の6ページ目は、NTTドコモのパソコンの画面上に掲載される口座振替のお知らせとあわせて、やはりこれについても、下の方に「口座振替により領収いたしました」というものが出てくるということがございます。それから、次に7ページの④ですが、これは先ほど申しましたが、振込明細ということになるわけですが、左のみずほ銀行で言えば、お取引金額6万6,000円。この6万6,000円分については何に使ったかがわかりませんので、支出目的書をつけていただくか、あるいは徴難明細書にちゃんと書いてもらうということになるわけですが、その欄の左側に振込手数料630円というのがありまして、この630円分について言えば、領収書足り得るだろうと。右のりそな銀行についても手数料400円とありますので、この部分について言えば、領収書足り得る。やはり政治団体の側も、すべての支出に領収書と言われると、こういうところも随分気がついてきているということがございます。ここまでは領収書として問題ないのではないかと。

次からは、先ほどのどうでしょうかということでも分類してあるものです。8ページ目、⑤。これはきちんと領収書として、あて名も入って金額も入っておりますが、お品代となっていると。これは現行の収支報告書の方からちょっとお借りしている資料で、収支報告

書の方には、何に使ったかということについては贈答となっておりますので、おそらく会計帳簿上も贈答となっているのではないかとありますが、一応支出の目的は記載されているということでよいのではないかと。仮にこういうものを領収書じゃないといった途端に、領収書をこの支出について、これは徴難にはならないと思いますので、亡失一覧の方に記載しろということ、監査の現場で言わなければいけないということになってまいるわけでございます。

次に9ページ目、⑥ですが、これは下の段の右端のところに、振込金受領証ということで、コンビニや金融機関でもそうなんですが、コンビニで支払ったときに、この右端の部分だけもらって帰ったりするわけですが、これだけだとちょっと何に使ったかがわからないんですが、その書類を一体のものとして残しておいていただければ、請求書とあわせていけば、領収書としての機能を持ち得るのではないかとこのものでございます。

それから、次の10ページ目の⑦。これが一体何に使ったかが判然としないという事例でございますが、一応領収書という表題があって、「モンガタ00ゴウキ」で日付と時間まで入っていて、3コース900円となっているんですが、これが自動車の洗車をしたもので、当然自動的にお金を入れて発券されてきたということでございます。こういったものをだめという、先ほど言いましたように、今度はきちっとした領収書が発行されない自販機ということで、これだと徴難の方に持っていけないわけではないんですが、せっかくこういったものが発行されておりますので、これでよしとするかどうか。会計帳簿の方に、「洗車(3コース)」とかと書いておいていただけると、きちっと整合性がとれている領収書にはなり得るのではないかと思うのですが。またこれが、発行者情報が一切ない領収書ということになります。だれが発行したのかがわからない。氏名がございません。住所もございません。でも、これでいいかというのが、法律上そこまで求めていないと解釈するか、領収書にはやはり発行者情報は必須じゃないかということになると、やはりこれだとアウトということになるかといった限界事例の1つかと思います。

⑧ですが、きちっとした領収書で収入印紙も張ってあるんですが、「但し何々」の何に使ったかが書いてない。ただ、居酒屋ふぐ武とある以上、書いてなくても、おそらく会計帳簿には飲食代とか書いてあるかと思っておりますので、これを領収書じゃないというのはなかなか法律に厳格に解釈しても、ちょっと受け入れられにくいのかなと考えております。したがって、発行者の情報から類推可能なものは、それでいいのではないかとこのものでございます。

11 ページ、⑨ですが、これは代引専用と大きくなっておりませんが、本来お金の支払い先は、愛媛県松山市の株式会社リバップというところかと思いますが、この書面を発行しているのは、運送会社の方になるわけでございます。ですが、こういったものも、これで領収書、リバップにお金が行ったというか、政治団体の側としては、このリバップあてに支出をしたということの証明としては、十分日付、金額、目的がわかるのではないかと。一応品名も入っておりますので、わかるのではないかと思います。

次、12 ページの⑩以下。ここからはちょっと領収書としてなかなか難しいのではないかと思います。⑩は、金融機関のいわゆる振込明細と同じように、支出目的書を補うことによって、領収書と同じような扱いになるかと思えます。

⑪ですが、これもコクヨの領収書で、ちょっと見にくいですが5万円と、それから日付が入っておりますが、5万円と日付の間に但し書きで、本来はここに「但し何々として」とか、「何々代として」というのを記載していただくことが必要になるわけです。さらにこれは個人の方のお名前なので、発行者情報からの類推も不可能だということで、こういったものについては、やはりきちっと「何々として」というものを発行者の方に補っていただくように、政治団体の方に促していただくのかなと考えております。先ほどのふぐ武の領収書と違って、この場合には何に使ったかわからないじゃないですかというのが、一般の方からも当然言えるのかなということでございます。

13 ページの⑫ですが、先ほど、自動車税の領収証書と違いまして、こちらは納税証明書で、車検の方に使われる部分でございまして、こちらの方には金額が入っておりません。車のナンバーとか車体番号とか日付は入っているんですが、幾ら払ったかというのが入っておりませんので、こちらは領収書足り得ないということでございます。

続きまして⑬ですが、これは次のページのところに利用明細等いろいろございますが、この利用明細だけでもって、領収書と言うことはできないだろうということでございます。

次、16 ページの⑭ですが、E T Cを利用した場合に、パソコンでこういった利用証明書というのを取得することが可能になっているものでございます。委員会においても簡略な記載方法ということで、E T Cについては交通費として支出しているということが明確です。一回一回使ったときに会計帳簿に記載するのではなくて、引き落としのときの1回の記載でいいんじゃないかということで、簡略な記載方法ということを示しているわけですが、一方で政治団体の実務としては、E T Cカードについても、政治団体としてのE T Cカードを持っているというだけではなくて、職員、秘書の方々が、個人のE T C

カードで、まさに自分の車で活動したもののの中に、政治活動、政治団体に負担すべき部分があれば、それを利用証明書をもって団体に請求して処理しているということもありまして、この利用証明書自体を領収書として扱うことが、非常に事務としてはやりやすいといったような声があるというものでございます。これにつきましては利用証明書という名称ですが、先ほどのクレジットカードを使ったときに発行される領収書と、性格的に同じと考えることができるのかどうかといったことがあろうかと思えます。

このような例がございますので、こういったものを御意見いただきながら、支出の相手方が発行した書類であれば、できれば極力領収書としてすくっていく方が、監査の方としてはやりやすいのかなというような感じはいたしております。

資料Dの説明は以上でございます。

【上田委員長】 この点につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思えます。

発行者情報が全くない洗車の3コースというものは、池田委員、例えば、税務署でこれは認めてくれるんですかね。

【池田委員】 認めるでしょうね。

【上田委員長】 認めるんですか。でも、領収書としてじゃなくて、支出があったということだけで。

【池田委員】 まあ、こういうところに使いましたと口頭で言えばいいんじゃないですかね。それ以上求められないですからね。実際に払っていることは間違いないんだから。

【上田委員長】 でも、やっぱり領収書という意味では、以前にも話していたかもしれないけど、少なくとも文書である以上は、作成者情報がなければ。いわゆる領収書にかわるもの、領収書に限りなく近いものと言ったらいいのかどうかかわからないですけど、法的には、領収書そのものじゃないですよ。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 収支報告書の支出が証明をするに足るようなものであれば、私は領収書として認めるという基本方向は、基本的にはそうした方がいいと思いますが、3事項との関係の解釈をどうしたらクリアするのかということだと思えるんですけども。今、ずっとこれを扱っていいんじゃないかという中で、いろいろ抜けているのがありますよね。例えば、今の7番なんかは、これを領収書として扱う場合に、3事項等の関係を、つまり、金額と日付はあるんですが、目的がないということですか。それと、そもそも領収書の発

行主体が何も書いてないということがありますが、そこらはどうしたらクリアできるんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 確かに支出の目的のところを、この記載が支出の目的ですというふうに明確に明らかにしないといけないとなると、なかなかクリアするのが難しくなって、特に⑧もそうかなと。そこを厳密にやると、⑧も支出の目的が書いてないだと言われてしまうと非常に厳しいのですが、領収書の中から支出の目的が読み取れるというところまでいけばいいのかなと。ただ確かにおっしゃるように、どうやって法律を乗り越えるんだというところは難しいです。

【牧之内委員】 そうですね。⑧の方は、逆に発行主体から支出の目的が、明記はされてないけれども、実情わかると。

【松崎参事官】 ええ、読み取れると。

【牧之内委員】 ということは言えるかと思いますが、この洗車の領収書というのは、こういうふうに固定されているのかどうかわかりませんが。

【松崎参事官】 いや、それはまさに会社によりけりだと思います。

【林崎政治資金課長】 「モンガタ、ゴウキ、3コース」が目的。

【松崎参事官】 ええ。あるいは、「モンガタ、ゴウキ」は発行者情報だという。

【林崎政治資金課長】 何とかゴウキというのは機械なんですか。

【松崎参事官】 ええ、機械だと思いますね。3コースは、おそらくワックスがどうか、洗剤が入っている、入っていないの話だろうと思います。

【上田委員長】 これ、黙って出されれば、ゴルフ練習場の領収書にも思えますね。

【松崎参事官】 そうですね。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 私があまり意見を言っただけとはいけないのかもしれませんが、基本的にはこういう類の書類はどんどん提出してもらう方が、政治資金の透明性からいいと思うんです。領収書じゃないと言った途端、徴難になっちゃうんですよね。国民の目から見たら、できるだけこういうのは出てきて、わかりやすい方がいいと思うんです。すなわちそういうのは救っていかなくちゃだめだと。一方そういう中でも、本当に領収書として認めていいのかという例もあると思います。そこで、例えばなんですけれども、1万円超のものは収支報告書に出てきますよね。こういうのはやっぱりきちっとやってもらわな

や困ると。でも、それ以下の数千円、数百円単位のものまですべて全部領収書がそろっていないとだめかという、必ずしも社会的評価からするとどうかなと。だから、そういうような社会的常識の範囲内での区分を何か考えていった方が、現実的に解決しやすいのかなというのが、実務感覚からあると思います。

【上田委員長】　　でも、会計帳簿には洗車代と書いてくれるわけじゃないですか。

【丹下事務局長】　　もちろんそれは出ています。

【上田委員長】　　だから、両方の情報をあわせて。

【牧之内委員】　　そうなんです。だから、証する書面にはなるんじゃないでしょうか。

【小見山委員】　　例えば、⑪は、まさに御説明されたように個人名だから、いわゆる発行者情報がないんだということですね。但し書きもなく、ただ5万円と書いてあるだけ。でも、この方が仮に講演の講師だったと考えられませんか。例えば、帳簿には講師料となっていれば類推しちゃうわけですよ。ああ、この人、講演してくださったから5万円払ったんだと。領収書見ただけじゃ何もわからないんですが、講演していただいた御礼だと分かりますよね。車代かわかりませんが、そういうふうな類推適用というのは出てくると思うんですね、監査していて。

【牧之内委員】　　だから、そこらの組み合わせだと思うんですが、⑤のお品代というのがありますよね。これは和光から類推できるかと。これは非常に扱っているものが多いので、和光だからという想定はできないんですけれども、支出目的の方に、何かそれを特定できるようなものがあって、この39万円が照合していれば、その領収書だという認定ができるんじゃないかと思います。

ただそうじゃなくて、収支報告書を見ると、結構お品代というのが多いんですよ。お品代幾らというのが、ただだらだらと並んでいるようなものが。だから、これで領収書も結構なんですと。支出項目もお品代で結構ですと言っちゃうと、何のための報告書かなということになりかねないので、ちょっと個別個別で判断していかないといけないような悩ましい話にはなるんですが、ちょっと問題だと。私もどうしたらいいということで、申し上げているんじゃないんですけれども。

【上田委員長】　　こういうものは最初からの話で、領収書をもらいに行く人は、次回からはもう少し具体的に書いてもらってくださいよと。

【牧之内委員】　　そうなんです。やっぱりそこだと思うんです。

【上田委員長】　　ということで、会計責任者の方に監査人が指摘するとか、もうちょっ

と具体的に書いてもらえませんですかと。別に監査報告書に指摘する話ではないですけどということで、注意を促すぐらいで。

はい、池田委員どうぞ。

【池田委員】 それから、領収書が取れないとか、ないものは、すべてだめということですか。

【松崎参事官】 領収書を取れないものは徴難明細書の方に、一応何月何日、何に使ったかということを書きます。ですから、これらの書面を否定すると、そちらの方に一々全部書かなきゃいけなくなる。これでとりあえず領収書として、例えば監査でチェックしてしまうと、特に1万円、今のものは自分のところで持っておいていただければ済むことでもありますので、そこで了としていけば、あえて徴難明細書まで記載しなくて済むということになるかと思えます。

なお、支出の目的については、現実には今も、例えば先ほどの⑧のふぐ武のようなものでも、5万円超えているやつは現状添付されてきているもので、一見して領収書だとみんなが思うようなものは、形式的な総務省なり選管での審査も、そのまま通っていつているのではないかということは推測はされます。

【上田委員長】 はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 だから、先ほど委員長が言われたように、できるだけ領収書足り得るものにしてもらって指導、要請を、政治団体の側にはしていただく必要があるということと、監査の方は、だからといってそういうものが出てきたときに、これは領収書じゃないから、徴難に記載してくださいというような取り扱いはやっぱりせずに、できるだけ徴難明細の方は少なくしていくというのが基本だろうと思えます。政治団体への指導をちゃんとやっていただくということと、監査の方はいろいろな類推から見て、領収書として認定していいんじゃないかということであれば、それは口頭注意なり今後の要請なりというようなことで扱っていいんじゃないかと思いますが、ちょっとそここのところの境目が、監査の結果、ちょっと領収書に支出目的等がないものがあつたというようなことを記載させるのか、それとも、そこまでしなくていいのか、ちょっとそここのところの検討が要るんじゃないかと思えます。

監査の方で具体的な基準や何かをすべて含めて考えていくということは非常に難しいと思いますので、一定の基準をちゃんと用意するという意味で、今の⑧の問題だとか、さっきの⑤の問題とかいうようなものを、これもだから、政治団体にはさっき言ったような要

請なり指導をしていくということだと思いますが、監査の扱いをどうするのかということ、全くそれは領収書として扱って構いませんというのか、一定の何らかの口頭注意をしてくださいというのか、それとも、監査結果として報告をして少し付記をしてもらうというのか、そのこのところを個別に基準を考えていただいたらどうですか。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 監査で、それこそ領収書マルペケ集なんかをつくって一々見ながらという、これもまた大変なことになってしまいますので、基本は3つの目的を最大限類推できるところで、最大限広げていくという方向でいいと思います。ここから先、ちょっと私自身がわからないのが、そうした場合に、世間並みの相場と申しますか、例えば私も、確定申告をするときに認められる領収書というものを追い抜いてしまう、それより緩くなってしまうということになると、やはり世間の批判を集める可能性があると思うんです。ですから、最大限類推できればよいとした場合に、実際問題本日の事例なんかでも、追い抜いてしまうような事例というのがある。これは確定申告だとだめだけれども、類推というのであればオーケーになってしまうというものがあれば、そこはちょっとアウトにしていくという作業が必要だと思いますが、そこら辺の感覚というのはいかがなんでしょうか。

先ほどの洗車代なんかも、最大限類推すればオーケー。これは確定申告に通るというお話ですよ。あるいは、今度はもっと後ろの方の、あまり有名ではない個人の方が切った領収書等々。

【松崎参事官】 そうですね。もし先ほど小見山委員がおっしゃった講師代だとすると、これでも類推できると思われま。

【谷口委員】 類推できるでしょうけれども。

【松崎参事官】 確かに会計帳簿と整合性を図った上で、収支報告書にそういった記載がされている上で、その証拠書類としては問題ないという見方もあるのかもしれませんが。ただそうなりますと、やはり実際の現場の監査人の方の常識というんでしょうか、良識というか、社会通念、その方の見方にかなりゆだねられるところは出てくると思います。

【谷口委員】 でもそういう場合は、例えば税金の話だったら、最終的には国税当局と争訟になったときに通るか通らないかという基準があるわけですから、それを見ながら、多分税理士の先生は、オーケー、だめというふうに決めていらっしゃるんだと思います。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 最終的には、いわゆる1万円を超えるものは、国民の目にさらされるという1つの歯どめというんですかね、監査する者にとって。そういうふうなものがあるので、本人たちもかなりそういうものは意識してチェックすると思います。ただ、先ほどの900円に関しては、これはちょっと金額的な面からいってもなかなか判断しづらいところだと思いますので、これは本当に本人の御経験と判断でお考えいただくしかないんじゃないかと思います。

【上田委員長】 時間も迫ってまいりましたので、次に、委員限り資料EとFについて説明を。

【松崎参事官】 それでは、EとFにつきましては、簡単に御説明させていただきます。

資料Eの「支出項目の区分の分類」につきましては、政治団体の方からもいろいろ問われているところもありますので、これにつきましては、標準的な分類例を示すことができるかどうか、質問されていることを踏まえて、これはまた事務局において検討を進めて、議論の素材をお示ししたいと考えております。

資料の2ページ目は、省令でこのような分類基準になっているというものでございます。

それから、続きまして、委員会限り資料Fの「諸外国の政治資金の支出公開制度（未定稿）」で、事務局の方で調べたものでございますが、日本と比較して、アメリカ、イギリス、フランス、韓国というふうにしておりますが、調査する際に念頭に置いてありましたのは、明細を報告すべき支出の範囲がどうなのか、そのあたりの比較でどうか。またその際に、支出を受けた者の氏名、住所まで、当然書かせているのかどうかといったことがあったわけです。さらにその際、支出を証する書面としてはどんなものが認められているのかということを念頭に置いて調査をかけました。

上から4段目、報告すべき支出の明細。これは日本で言えば収支報告書のレベルで考えた場合には、支出を受けた者の氏名、住所といったものを記載していると。なお、イギリス、フランスについては、すべての政治団体ということではなくて、政党についてのみ支出報告を行うということになっております。また報告する者については、アメリカ、イギリスについては、アメリカが200ドル、イギリスが200ポンドといった金額の基準が設けられているといったようなことがございます。その一方で韓国については、報告すべき支出の明細で、支出を受けた者の氏名、住所のみならず、生年月日、職業、電話番号といったところまで求めているといったような例がございます。

それから、下から2段目、支出を証する書面について言いますと、アメリカですとかイ

ギリス、フランスなどでも、請求書のたぐいも支出を証する書面として認められているようでございます。さらに少額のものについては、経費伝票とか、その団体内部の書類も証拠の書類ということになっているように思われます。なお韓国の方は、領収書の方にどのような事項を記載するのかというのが、わりと事細かく規定があるということでございます。じゃ、こういう基準のもとに、実務でどんなものが出されているのかということところまでは、まだ調査が至っておりませんので、その点についても可能であれば、資料を入手したいと考えております。

資料E、Fは以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問はございますか。これはこれでお聞きしたということで。次に議題3の、政治資金監査に関するQ&Aについて、説明を事務局から。

【松崎参事官】 それでは、今度は公表資料の資料3、A4を横にしているものでございますが、「政治資金監査に関するQ&A（その1）」としております。これは、これまで実施した研修の際に質問として出されたもの、あるいは、政治団体の方から事務局の方に問い合わせがあったものなどを整理して、現時点において回答できるものをまとめたものでございます。中にはマニュアルを読んでいただければ自明のとおりというものもあるわけですが、そういったものも含めてまとめておりますが、中には新たに提起された問題も含まれておりますので、その点御覧いただきたいと思っております。

左側に通し番号を振っておりますが、その中で2ページの4番でございますが、これは登録政治資金監査人の業務制限に関わることでございますが、年の途中まで、政治団体の会計責任者だったという方が、登録政治資金監査人になって、その団体のその年の分の監査を行うことができるかということでございますが、このような事例ですと、結局、自分でつくった会計帳簿等の関係書類を自分で監査するということになりますので、外部性といったような制度の趣旨を踏まえますと、適当ではないのではないかとというふうに答えたいとしております。

それから、契約に関していろいろなことを質問をされていたりしますが、例えば、3ページ、13番のところでは、契約書のひな型を作成しないのかということでございますが、委員会ではひな型を示す予定はございません。

それから、次の4ページ目のところですが、16番で、登録政治資金監査人が使用人として税理士法人の社員を使用するに当たり、登録政治資金監査人が税理士法人と業務委託契約を締結することは可能かと。これは政治団体と税理士法人が契約を結ぶということ

はなくて、政治団体と登録政治資金監査人が当然監査についての契約を結んだ上で、その監査人の方が、自分の業務をサポートする使用人を使うに当たって、個別に人を雇うということではなくて、監査法人の職員を使いたいというときに、こういう契約でいいのかということですが、その部分については特段制約はございませんので、それは差し支えないと。

それから、17ですが、これは政党支部が国会議員関係政治団体になるわけですが、国会議員関係政治団体ではない都道府県連が、監査人の方と契約するという形態も可能なかと。その上で、政党支部の監査をしてもらうということですが、そういったものの契約については、特段制約がないので差し支えはないということでございます。

それから、5ページ目のところで、21番です。先ほどもちょっと御議論のあったところですが、5ページの21番で、翌年への繰越額と現金預金残高とが一致しているかを確認する必要があるかと。監査する立場からすると、当然のような質問であるんですが、政治資金監査では、支出のみ対象としているので、繰越額の確認は求められていないということをお答えしております。

概略は以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思えます。はい、小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ちょっと確認でございまして、今御説明いただいた4ページ目の16番の件でございますが、これは最終的に、税理士法人との締結ということになるんですが、監査人は個人しかなれないということになっておりまして、お金の振り込みも税理士法人に振り込まれたとしても、これは監査をしているのは個人だから、それでいいんだということでございますか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 この構図は、政治団体と監査人との間の契約で、お金も当然政治団体から監査人個人に行って、そのお金をさらに使用人の方に割り振るときに、使用人個々に監査人の方がお金を渡すということではなくて、税理士法人の方に、使用人の分の人件費相当分みたいなものを入れるということです。

【小見山委員】 まあ、そうですね。

【松崎参事官】 ですから、国会議員関係政治団体から、直接税理士法人の方にお金が入るということは想定していません。

【小見山委員】 ああ、そうなんですか。ここには委託契約以外に、いわゆる監査の契約書があるというふうに読み取ればいいんですね。

【松崎参事官】 はい。それを前提とした上で。ちょっと読み取りにくくて恐縮ですが、そういうことです。

【小見山委員】 はい、わかりました。

【上田委員長】 ほかにはございませんか。

では次に、第4の議題の、登録政治資金監査人の登録状況について、御説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 資料4の「登録政治資金監査人の登録状況について」ということでございます。3月18日現在で、登録者数2,468人でございますが、内訳は、弁護士の方が180、公認会計士の方が499、税理士の方が1,789ということです。比率でいきますと、税理士の方が72.5%、公認会計士の方が20.2%、弁護士の方が7.3%といったような比率になっております。なお、さらに若干申請者が来て、申請者を合わせますと、現時点で2,500を超えているというところでございます。

それから、恐縮ですが、委員限り資料の資料G、1枚紙を御覧いただきたいと思っております。登録政治資金監査人の方々には証票をお送りしているんですが、その証票をなくしてしまったという方が2名ほど出てこられまして、そういった方については、証票自体は再発行、再交付するんですが、一方で、なくなった分について、きちっと対外的に公告をすることによって失効させようということでございます。こういった規定は特段法令に決めてございませんので、委員会の決定として、官報への掲載といったことを行っていきたいというものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 今回の証票を亡失した人の公告についてですが、これでよろしゅうございますか。ちょっとここで決定しなきゃいけないんですが。異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、決定いたします。

今の議題について、何かほかに御質問、御意見ございましたらどうぞ。

登録者はまだこれから増えるような気配というか、動向でありますか。

【松崎参事官】 いえ、最近は本当に毎日数件ですので、大分足踏みしてきているかなという感じはいたします。

【小見山委員】 この資料5は。

【松崎参事官】 これから御説明いたします。

【上田委員長】 では、今小見山委員からお話ございましたが、資料5の説明をお願いします。

【林崎政治資金課長】 はい。資料5は、私、政治資金課長の方から御説明申し上げます。

監査の対象となります国会議員関係政治団体の届出状況でございますけれども、下の※のところに書いてございますが、平成20年12月末時点において、届出があったもの、まだ告示に至っていない審査中というものもございまして、それも含めて3,201団体、うち総務大臣所管分が804団体、都道府県選管所管分が2,397団体といったような数字になってございます。

若干国会議員関係政治団体の届出に関連しましては、特に監査逃れじゃないかといったような、つまり、届出をしないとといったような報道等もなされたりしております、若干また届出の動向も多少揺れてくる部分もあるのかなと思ったりもしておりますが、12月末現在では、今御説明したような数字になってございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

池田委員どうぞ。

【池田委員】 研修のときにぜひお願いしたいことは、今、非常にマスコミを通じて騒がれております政治資金規正法の問題ですね。今回の監査ということになれば両方監査して、いわゆる弁護士、税理士、会計士が入るから大丈夫だなんていうような話をされる場合があるんですけども、そこはそうではないんですよということをくれぐれも言っていたかんと、なり手が少なくなる。ですから、この法律の趣旨をしっかりとわかっていただくために、研修会などのときには、ぜひそれを言っていたいただきたいと思っております。お願いします。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 そういう趣旨につきまして、我々も十分理解しております、東京では新聞各社を中心として論説委員クラスに熱心に説明して回り、また新聞は4本社制になっていますので、そのブロック拠点で研修が行われます場合には幹部が行って、政治資金監査制度の趣旨を御説明するということをしています。また、本日も委員会が終わって

からブリーフィングがございますが、その際にも、最近の動き等も踏まえまして、改めて監査制度の趣旨については御説明をさせていただきたいと考えております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から何かありますでしょうか。はい、事務局長。

【丹下事務局長】 先ほど御説明申し上げましたように、今後の検討課題につきまして、委員の皆様方の御意見を賜りながら今後整理していきまして、来月の委員会におきまして、一定の方向性を定めることができればな、と考えているところでございます。また、監査に関しましては、今後問い合わせをいただいた場合、今回Q&Aというような形で示しましたけれども、これをどんどん増やしていくという形で処理をさせていただきたいと考えているところでございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。そのほか事務局から、事務連絡等がございますでしょうか。

【松崎参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、この後、総務省の方に戻りまして、事務局長より、先ほど申し上げたように記者会見で説明をする予定でございます。公表用の資料につきまして、記者会見の場で配布する予定でございます。

また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、休み明けの23日月曜日の夕刻ごろには御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、4月14日の午後に開催させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございます。ありがとうございました。